

令和3年度 第1回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 令和3年8月4日（水）午後1時30分～午後2時30分

【場 所】 尼崎市役所 4-1 会議室

【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員  
稲村 和美 市長／座長  
白畑 優 教育長  
徳山 育弘 教育委員  
太田垣亘世 教育委員  
中平 了悟 教育委員  
正岡 康子 教育委員

関係者（尼崎市総合教育会議設置要綱第6条）

吹野 順次 副市長  
能島 裕介 理事  
足田 剛志 こども青少年局長  
梅山 耕一郎 教育次長  
東 政信 教育次長  
西村 和修 管理部長  
増田 裕一 学校教育部長  
橋本 貴宗 学校教育部次長  
中道 隆広 職員課長

【事務局】 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課  
こども青少年局 こども青少年部 こどもの人権擁護担当  
教育委員会事務局 管理部 企画管理課

【資 料】 ・次第  
・資料1 令和2年度子どもの人権アンケートの調査結果について  
・資料2 尼崎市体罰等防止ガイドライン

【次 第】 開 会  
1 令和2年度子どもの人権アンケートの調査結果について（市長事務局）  
2 尼崎市体罰等防止ガイドラインについて（教育委員会事務局）  
閉 会

【議 事】 (敬称略)

稲村 本日は2件の案件を予定しており、1つ目は、子どもの人権アンケートの調査結果について、2つ目は、尼崎市体罰等防止ガイドラインについてとなっています。いじめ、体罰等の重大事案が連続で発生し、尼崎市は様々な対応を進めているところです。しっかり進捗を管理しながら、新たな課題にも対応していきたいと考えておりますので、お力を貸していただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず令和2年度子どもの人権アンケートの調査結果をご報告いたします。市立尼崎高校の体罰事案を大きなきっかけとし、体罰に関するアンケ

ートを実施しました。令和元年7月から令和2年10月までを対象に、匿名性を担保しながら調査を実施しました。また、このアンケートは、事案発生時の体罰調査とは別のものであり、恒常的な取り組みとして始めています。

(資料1に基づき説明)

今年度も、10月にアンケートを実施し、年度内に回収し、各学校にフィードバックしていきたいと考えています。

また、重大事案の発生から時間が経った現在でも、多くの報告があることから、今後も粘り強く取り組んでいく必要があると感じています。しかし、報告数のみに着目するのではなく、具体的な中身を把握していくことが重要であり、そのためにも、事案の見える化を進めて、対応力を高めていきたいと考えています。

5 ページの調査対象事案への対応については、教育委員会の取組となりますので、ご説明をお願いします。

白畑 まず、「体罰認定事案」については、授業中に教員が生徒に、注意をしたが、従わなかったため平手打ちをしたという事案が発生し、学校長から教員に対し厳重注意を行いました。また、その件について、教育委員会への報告がなかったことから教育長から学校長へ厳重注意を行っております。

次に、「体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等」については、高圧的な対応や顔を挟んだといった行為があり、教育委員会及び学校長から厳重に注意するとともに、適切な指導方法について助言しました。

稲村 「体罰と認定するかどうか」に焦点を当てるのではなく、「子どもの人権を侵害する行為」かどうかに着目し、対処することが重要であると考えています。また、行った側と受けた側の認識に齟齬がある事例などはきちんと共有していきたいと思います。

教育委員の皆様からもご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

徳山 市長の考えに異論はありません。不適切な指導と教育的な指導をしっかりと区別することが重要と考えています。生徒に向き合った時、教員が感情をぶつけることは不適切な指導であり、生徒のために叱る、つまり、感情のコントロールがなされた指導は教育的指導であると考えます。そのためにも、指導の本質を改めて認識できるような教員向けの取組みが必要と考えています。

太田垣 体罰は法律でも禁じられており、起きてはならないことだと誰もが認識しています。しかし、教育や指導の現場では、体罰を「愛の鞭」と称し、許容されていた時代もあったことから、体罰と指導の線引きが難しく、曖昧になっています。

この度、体罰等防止ガイドラインが策定されましたが、そもそも何を守るためにあるのかを第一に考えることが大切だと思います。指導員を導くことも大切ですが、子どもを守るために子どもの意見を聞くことが最重要であると考えます。

中平 アンケートの結果について、必ずしも数字をゼロにしていくことだけを目標にするのではなく、発生事案を正確に把握することが大事だと考えます。また、発生事案への対処力を向上させる施策が必要であり、ヒヤリハットといったレベルの問題化以前の問題、数字に上がってこない問題についても、フィードバックや反省を現場でどのように行うか、アンケートをきっかけに取り組んでいければと思います。

正岡 4 ページについて、「指導上許容できる範囲内の行為・言葉遣い等」との記載が、保護者や子供の受け止め方が教職員と異なるため、36 件もの該当があったのだと考えられます。体罰ではなく指導だと認識してもらえるように、現場の先生と保護者、子供の間での丁寧なコミュニケーションを望みます。

- 稲村 具体的なご意見をいくつか頂きましたが、思いは同じであると感じました。教育委員会では、いじめと体罰の基本的な対応方針を取りまとめ、細かいフローを作成されています。それにより、学校の体制の問題など、いじめと体罰の共通問題があぶり出されたと思いますが、大きく異なるところもあります。
- いじめはゼロにならないのが社会だと思いますが、数を減らすことを目標とするのではなく、案件を確実に上げることが重要です。一方、体罰は、確実にゼロを目指すべきだと思っています。明らかに体罰であると認定される案件も、グレーゾーンの案件も見逃してはいけません。今回のアンケートでは、種類と程度を分類しており、今後も継続的にデータを取っていきたいと考えております。確実に認定される体罰はゼロへ、グレーゾーンの案件は見逃さない、というスタンスでアンケートの継続を望みます。
- また、体罰と認定されたら必ず処分するという運用が、これまでなされていたため、体罰を認めないやり取りが発生し、本質的な対応に進めなくなっていました。尼崎市においては、具体的な情報を出し合って、独自のヒアリングを行っているため教育委員会から報告を受けています。実りのある取り組みを進め、今後の再発防止に繋がるサイクルになるよう願っています。
- それでは、議題2に進みます。体罰等防止ガイドラインについて、学校現場に浸透を図るべく、教育委員会から報告をお願いします。
- 白畑 体罰等防止ガイドラインは、3月22日の総合教育会議において、たたき台を称していますので、そこから変更した箇所について説明いたします。1点目が冒頭の「はじめに」、2点目が18ページの「アスリートからのメッセージ」、3点目が23ページの「体罰のない社会を実現するための基本方針」です。
- (資料2に基づき説明)
- 今後、ガイドラインの周知を図り、体罰のない学校づくりを進めていこうと考えています。
- 稲村 まず、「はじめに」について、「平成21年度に尼崎市子どもの育ち支援条例を施行したが、令和元年に重大体罰事案が発生したため、令和2年に基本方針を策定した」との記載があるのですが、平成21年度の制定内容では不十分だったという認識に基づき、先般、条例改正を行っています。権利主体として、子供の位置付けをより明確にし、それを担保していくため、第三者機関である子どものための権利擁護委員会の設置を条例に盛り込むといった改正を、重大事案発生後に行っています。ガイドライン改定の機会があれば、条例改正についても記載いただきますようお願いいたします。
- 続いて19ページについて、体罰発生時の対応マニュアルが明記されているのですが、先ほどのアンケートの中で、体罰認定事案1件が教育委員会に報告されておらず、臨時講師は既に任期切れになっているという報告がありました。他の学校の学習材料になりうるため、当事者同士の話し合いがうまくいっても、事案として共有した方がいいと思います。「報告の上がっている学校が取り組みが遅れている」のではなく、「報告がなかった」ことが問題だと考えています。単年度契約の臨時講師であれば、次の契約の判断材料にもなるので、年度を越えて報告が上がらないと、次の学校で事案が起こった際に、過去にも同様の案件が起きていたことが後で判明すれば、保護者や関係者との信頼関係を構築できなくなります。それを防ぐためにも、早めにしっかりと情報を共有して、徳山委員が仰った「本質を見極めて対応を決めていく」ことができるように取り組む必要があると考えます。重大事案の際もそうでしたが、現場から見ると、「これくらい」と報告しなかったことが問題になっているので、意識改革が非常に大事だと思っています。

- 白畑 これまで学校現場では、保護者に謝罪して、保護者が納得すれば事案を上げないといった対応を往々にして行っていました。今後は、事案が発生したらフロー通りに必ず報告を上げていくように努めていきたいと思っています。
- 稲村 学校側が全て「教育委員会事務局にお願いします」という体質になるのは問題であると思っています。また、ガイドラインに沿って対応した結果、お手本になるような事例もあると思います。そのようなプラスの事例も報告していただけたら、他校の教職員や保護者、生徒が、指導方法や大人同士のやり取りが学べる機会に繋がる可能性があります。気づきに繋げていくのが正に教育の本質ですので、報告を推奨していただきたいと思っています。
- 9ページの刑事告発について、警察が学校へ安易に介入することは望ましいと思わないが、暴力に対する感覚が世間と大きくズレているため起こった事案が全国的にも増えてきています。学校が教職員に、そのズレを認識させる必要があると思います。例えば交通事故では、故意でなく過失であっても刑事罰に問われます。「大人になる力を蓄える場」である学校は、世間とあまりかけ離れてはいけないと思います。成長過程にある子供が失敗から立ち上げられるように、特別扱いをすることが教育的にあり得るとしても、先生方は社会の一員として、免れることは決してありません。大人が行った体罰は、しっかりと認識を改め、自重しなければならぬ時代なのかな、と思います。
- 徳山 私は刑事告発を強く推進しましたが、前例がなく、刑事告発に至らなかったという経験がありました。そのようなこともあり、行き過ぎた行為への責任は必ず取るべきだと主張していたので、本ガイドラインにはその考えも取り入れていただいたと考えています。
- 稲村 特に高等学校の部活動で色んな事案が発生していますが、保護者や本人がその時々に応じて厳しい指導を容認してきたという文化、風土がありました。全てを否定する訳ではないですが、保護者や本人が容認しても、犯罪は犯罪ですし、それを是とする組織で育つことが、教育的にプラスになるとは考えていません。教育の場であるということを前提とした判断と対応が必要です。引き続き、委員の皆様には活発にご議論いただくようお願いいたします。
- 徳山 ガイドラインの策定は素晴らしいことですが、大事なのは現場の先生の頭に染み込むかどうかです。この3年間、何度も教育長、市長が謝罪してきましたが、現場にはまだ伝わっていないと思います。指導中に一瞬、頭に血が上ることもあると思います。その際に、このガイドラインを思い出すかだと思います。そのためにも、地域との連携を強化すれば良いのではないのでしょうか。私も弁護士として依頼人の顔が浮かぶことがあるが、先生も地域の人の顔が浮かび、「あの人がどう思うか」と考えることが歯止めになるものと思います。
- 太田垣 徳山委員の仰る通り、このガイドラインをどのように先生方に浸透させていくかが課題です。多様性を重んじる時代であることを踏まえ、ガイドラインが先生の個性を奪うことがないように配慮しながら進めてきました。時代と先生方に合わせたガイドラインになるよう、常にアップデートしながら、「子供を尊重する」という原点を忘れず進めていきたいと思っています。子供やスポーツに関わる人にとって良いものになっていくように願っています。
- 中平 3点ほどコメントします。
- まず、1点目は、太田垣委員からもご発言があったように、ガイドラインはアクティブに実践的に更新されていくべきものだと考えます。将来的な見直しが必要なものや、議論が決着していない、色々な意見がある部分もありますので、絶えず見直し、更新が必要だと考えます。「体罰の定義」については、「総合的に考え、個々の事案ごとに判断する」とあり、これは文科省にも同様な表現で規定されています。経験則的にも、過去に体罰でなかったものが、今では

体罰に該当するなど、価値観は変化しており、グレーゾーンも常に存在し続けます。実際の運用がどうあるべきかを教育委員会事務局と引き続き、一緒に考えていきたいと希望しています。

次に、地域連携についてですが、ガイドラインの中にも、地域社会との関係が一部記載されています。コミュニティスクールができていくように、学校あるいは行政と教育現場、教職員と生徒、児童の教育の面から、地域連携がこれから重要な課題となっていきます。学校で起こる問題やトラブルに関しても地域社会の緊密な連携が図れるかが重要で、今後、具体的に取り組んで頂きたいと思っています。この1点目、2点目については、教育委員会でも議論し、事務局からも前向きな回答をいただいております、同じ方向を向けていると、理解しています。

3点目は、情報公開についてです。体罰やいじめはネガティブなニュースであり、積極的に出せないものです。また、プライバシーの問題もあり、情報公開が難しい場面もあります。しかし、ポジティブなニュースだけでなく、ネガティブなニュースも伝えてもらえるよう、教育委員会、市長部局にお願いしたいと考えています。問題が生じたとしても、それをちゃんとオープンに示されている、透明性・公開性が担保されているところに、市民としては行政に対する信頼が醸成されるものではないかと思えます。体罰についてもそうですが、ネガティブな情報をどのように伝えるかを考えてほしいと思えます。

正岡 資料11 ページの下部に、体罰に関する意識についての記載があります。自分もこれくらいはいいのではないかと感じるのが正直なところですが、時代も変わり、意識を変えないといけないと考えています。

また、13ページの「家庭・地域との連携を進める」について、認識の差を埋めるために地域と連携していく中で粘り強く説明していくことは大事です。

最後に、資料1の「小学校高学年のアンケート」について、「答えてもらったアンケートは学校からあなたにさらに詳しいことを聞き」との記載がありますが、「学校から」という記述が気になります。アンケートは匿名性を大事にしていると思いますが、アンケートを提出して、学校から聞かれるとはどういうことでしょうか。市役所からとか、違う担当からなど、別の名前を記載する必要がありますか。次のアンケートからはご検討頂けないでしょうか。

能島 正岡委員からの指摘について、アンケートに該当事項があったものは学校へ報告し、学校長等から児童にヒアリングを行っていますが、この記載方法が適正かどうかは議論があると考えています。

稲村 令和3年10月実施予定のアンケートについては、記載方法を検討するというところで良いでしょうか。

能島 ご指摘の通り、「学校から」という表現だと回答に躊躇する可能性がありますので、文言について検討していきます。

稲村 そもそも、体罰にせよ、いじめにせよ、学校現場にかかっている負担の重さを考えることは外せないと思えます。現場の過剰な負担にならないよう、取り組んでもらうことが不可欠ではないかと思えます。また、ガイドラインを使った結果を総合教育会議で共有しながら、バージョンアップさせていきましょう。

それでは今後の総合教育会議の見通しを事務局からお願いします。

事務局 今後の総合教育会議については、教育振興基本計画の進捗と今後の対応を議題とする方向で検討しています。開催時期については、来年度予算への反映を見込み、10月頃を予定しています。

稲村 子どものための権利擁護委員会が7月から稼働しており、相談も寄せられています。まちづくり提案箱に当該委員会で対応すべき相談内容をいただくこともあることから、権利擁護委員会の周知を進めていきたいと考えています。いじめも体罰も、オール尼崎で取り組む必要がある難しい案件だと思っておりますので、引き続き力を入れて対応していきます。

以 上